





平成19年 3 月30日 (金) 号外 第 5 9 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次						
訓 令 職員の勤務時間	(人	事	課)			
	 訓	令		-		•••••

島根県訓令第8号

本 庁

地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表文化国際課の項中「旅券担当職員」を「旅券の業務に従事する職員」に改め、同表大学(島根女子短期大学及び看護短期大学を除く。)の項から看護短期大学の項まで、中央病院の項及び湖陵病院の項を削る。

附即

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(2)	号外第 59 号	島	根	県	報	平成19年3月30日

平成19年3月30日 印刷 平成19年3月30日 発行 発行者 島 根 県 発行所 松江市殿町 島根県庁 平成19年3月30日 発行 和 刷 松江市学園南 松陽印刷所